

# 公立大学法人島根県立大学職員退職手当規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程第 26 号

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この規程は、公立大学法人島根県立大学職員就業規則(平成 19 年規則第 3 号。以下「就業規則」という。)第 21 条の規定に基づき、就業規則の適用を受ける職員の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 公立大学法人島根県立大学をいう。
- (2) 自己都合により退職した者 自己の都合により退職した者のうち、別に定める程度の傷病又は死亡により退職した者以外の者をいう。
- (3) 業務外の傷病 業務上の傷病及び通勤による傷病以外の傷病をいう。
- (4) 業務外死亡 業務上の死亡以外の死亡をいう。

(退職手当の支給)

**第 3 条** 退職手当は、職員が法人を退職した場合に、当該職員又はその遺族に対して、直接その全額を通貨で支給する。ただし、法令に別段の定めがある場合又は労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 24 条第 1 項ただし書の規定に基づく協定がある場合においては退職手当の一部を控除して支払うこととし、職員の同意を得た場合には、その指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給するものとする。

2 前項の退職手当は、退職の日から起算して 1 か月以内に、これを支給する。ただし、退職手当の支給を受けるべき者の所在を確認できない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の不支給等)

**第 4 条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給しない。ただし、第 4 号に該当する場合であって、当該職員の退職後、無罪又は罰金刑以下の刑を科する判決が確定したときは、その退職前の勤続期間に応じた退職手当を、その者の請求により、判決確定後 1 か月以内に支給するものとする。

- (1) 地方公共団体、公立大学法人、国立大学法人その他の団体に転出する場合であって、これらの団体において、職員としての在職期間が当該団体の職員としての勤続期間に通算されるとき(退職手当を支給しないことにつき、職員の同意があった場合に限る。)
- (2) 就業規則第 8 条第 4 項の規定により試用期間中に解雇されたとき。

- (3) 就業規則第 28 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号の規定により解雇され、又は就業規則第 35 条第 4 号に規定する懲戒解雇に処せられたとき(その者の退職後、退職手当を支給する前に、当該解雇又は懲戒解雇に相当する事実が明らかとなったときを含む。)
  - (4) 刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。)され、判決の確定前に退職したとき(その者の退職後、退職手当を支給する前に、起訴されたときを含む。)
  - (5) 職員が退職した場合(定年退職の場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったとき。
  - (6) 特任教授が退職したとき。
  - (7) 島根県立大学出雲キャンパス看護栄養交流センターの業務に専ら従事する者が退職したとき。
  - (8) 任期を定めて雇用された事務職員等が退職したとき。
  - (9) 再雇用事務職員等が退職したとき。
- 2 退職手当の支給後に、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、既に支給した退職手当の全部を返納させるものとする。

(勤続期間の計算)

**第 5 条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

ただし、採用の事情等を考慮して特に必要があるときは、理事長が別に定めるところにより、他の団体の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなすことができる。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合においてその者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 第 1 項の勤続期間に次の各号のいずれかに該当する期間が含まれる場合には、その期間(当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。)の 2 分の 1(第 3 号に規定する期間のうち、当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間については 3 分の 1)に相当する期間を除算した期間をもって、その勤続期間とする。
  - (1) 就業規則第 14 条に規定する休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)の期間
  - (2) 停職(就業規則第 35 条第 3 号の規定による停職をいう。以下同じ。)の期間
  - (3) 育児休業(公立大学法人島根県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第 21 条に規定する育児休業をいう。以下同じ。)を取得した期間

- 5 第2項から前項までの規定により算出した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第7条（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第8条又は第9条の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、第14条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

## 第2章 退職手当

（退職手当の額）

**第6条** 退職した者の退職手当の額は、次条から第12条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。  
（自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

**第7条** 自己都合により退職した者、業務外の傷病により退職した者又は11年未満の期間勤続し、定年（定年に達した日以後その者の非違によることなく退職することを含む。次条及び第9条において同じ。）、勸奨（その者の非違によるものを除き、かつ、法人により勸奨の記録が作成されたものに限る。以下同じ。）、業務外死亡若しくは通勤による傷病により退職した者の退職手当の基本額は、その者の退職の日における給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、自己都合により退職した者については、勤続期間1年以上10年以下の者にあつてはその額の8割の額とし、勤続期間11年以上15年以下の者にあつてはその額の8割の額とし、勤続期間16年以上19年以下の者にあつてはその額の9割の額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間 1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間 1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間 1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間 1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間 1年につき100分の120

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

**第8条** 11年以上25年未満の期間勤続し、定年、勸奨、業務外死亡又は通勤による傷病により退職した者の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間 1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間 1年につき100分の200

（整理解雇等の場合における退職手当の基本額）

**第9条** 整理解雇（就業規則第28条第4項の規定による解雇をいう。）、業務上の死亡若

しくは業務上の傷病により退職した者又は25年以上勤続し、定年、勸奨、業務外死亡若しくは通勤による傷病により退職した者の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間 1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間 1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間 1年につき100分の105

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

**第10条** 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(公立大学法人島根県立大学職員給与規程の改正により当該改正前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職の日以前の期間のうち、法人に継続して在職した期間(当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。)をいう。

(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)

**第11条** 第9条の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する年度の末日から起算して1年前までに法人を退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その退職の日の属する年度の末日における年齢がその者の定年年齢から10年を減じた年齢以上のものに対する前2条の規定の適用については、退職日給料月額又は特定減額前給料月額にこれらの額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき2パーセントを乗じて得た額を加えた額を、それぞれ退職

日給料月額又は特定減額前給料月額とみなす。

(退職手当の基本額の最高限度額)

**第12条** 第7条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に 59.28 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって、その者の退職手当の基本額とする。

2 第10条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 59.28 以上 特定減額前給料月額に 59.28 を乗じて得た額

(2) 59.28 未満 特定減額前給料月額に第10条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 59.28 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 前条の規定は、同条の規定の適用を受ける者に対する前2項の規定の適用について準用する。

(退職手当の調整額)

**第13条** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第10条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（第5条第4項の規定により勤続期間から除かれる期間に相当する月を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 54,150円

(2) 第2号区分 43,350円

(3) 第3号区分 32,500円

(4) 第4号区分 27,100円

(5) 第5号区分 21,700円

(6) 第6号区分 0円

2 前項各号に掲げる職員の区分は、別表のとおりとする。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合により退職した者以外のものでその勤続期間が4年以下のもの及び自己都合により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの  
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、退職手当の調整額は、支給しない。

- (1) 第7条及び第10条の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに自己都合により退職した者でその勤続期間が9年以下のもの
  - (2) その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として就業規則第34条の規定による懲戒処分を受けたもの
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、法人が定める。

(退職手当の額に係る特例)

**第14条** 第9条に規定する者(業務外死亡又は通勤による傷病により退職した者を除く。)で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を下回るときは、第6条、第9条、第10条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額とする。

### 第3章 雑則

(遺族の範囲及び順位)

**第15条** 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情(性別が同一である二者間の場合を含む。)にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし、祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、父母の養父母を先順位、父母の実父母を後順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数により、これを等分して支給する。

(遺族からの排除)

**第16条** 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は遺族に含めない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者  
(規程内容の変更)

**第 17 条** この規程は、職員の退職手当に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 8 号)の改正等に伴い、その内容を変更することがある。

- 2 前項に規定する規程内容の変更にあたっては、他の公立大学法人等における退職手当制度の動向及び法人の財務状況等を勘案した上で、これを行うものとする。

#### 第 4 章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

**第 18 条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
(退職手当の基本額に係る経過措置)
- 2 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 7 条から第 11 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 14 条第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 2 項」とする。
- 3 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 7 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条又は第 10 条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、35 年を超える期間勤続した者で第 9 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 2 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、職員として勤続期間が 10 年以上の者が、勸奨を受けて年齢 50 年以上で退職した場合には、第 9 条の規定により、退職手当の基本額を算出することができる。
- 6 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職した者で第 7 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が第 9 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 2 項の規定の例により計算して得られる額とする。  
(現給保障時の給料月額)
- 7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規定の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。

(承継職員に係る経過措置)

- 8 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により法人がその身分を承継した職員（以下「承継職員」という。）については、島根県の職員としての引き続いた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなす。
- 9 承継職員の退職手当については、職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 8 号）第 5 条第 5 項、第 5 条の 3、第 5 条の 4 及び附則第 21 項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 37 年島根県条例第 44 号）附則第 3 項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年島根県条例第 35 号）附則第 5 項から第 14 項まで並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年島根県条例第 5 号）附則第 2 項から第 7 項までの規定を準用する。

別表（第 13 条第 2 項関係）

第 1 号区分	1 その属する職務の級が大学教育職給料表の 5 級であった者 （管理職手当の支給を受けていた者に限る。） 2 その属する職務の級が一般職給料表の 7 級であった者
第 2 号区分	1 その属する職務の級が大学教育職給料表の 5 級であった者 （管理職手当の支給を受けていた者を除く。） 2 その属する職務の級が一般職給料表の 6 級であった者
第 3 号区分	1 その属する職務の級が大学教育職給料表の 4 級であった者 2 その属する職務の級が一般職給料表の 5 級であった者
第 4 号区分	1 その属する職務の級が大学教育職給料表の 3 級であった者 2 その属する職務の級が一般職給料表の 4 級であった者
第 5 号区分	1 その属する職務の級が大学教育職給料表の 1 級及び 2 級であった者（期末手当及び勤勉手当に関して役職に応じた加算を受けていた者に限る。） 2 その属する職務の級が一般職給料表の 3 級であった者
第 6 号区分	第 1 号区分から第 5 号区分までのいずれの職員の区分にも属さない者

備考 承継職員の平成 19 年 3 月 31 日以前の基礎在職期間に係る職員の区分については、職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 29 年島根県規則第 15 号。）別表第 1 の規定を準用する。この場合において、同表の各区分と第 13 条第 1 項各号の区分の対応については、次表のとおりとする。

職員の退職手当に関する条例 施行規則別表第 1 の区分	第 13 条第 1 項各号の区分
第 5 号区分	第 1 号区分
第 6 号区分	第 2 号区分
第 7 号区分	第 3 号区分
第 8 号区分	第 4 号区分
第 9 号区分	第 5 号区分

**附 則**

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第2項（改正後の附則第4項及び第6項においてその例による場合を含む。）及び第3項の規定の適用については、附則第2項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

**附 則**

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和4年3月31日以前の基礎在職期間については、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、令和6年2月2日から施行し、令和5年10月1日から適用する。